

広島県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好歯科医院	竹原市竹原町三五五二番七	令和三年二月一日
訪問看護ステーションれあ	廿日市市佐方一丁目二番一二号二〇一	令和三年二月一日
ふれあい訪問看護ステーション西条	東広島市西条町寺家七四三二番地の一	令和三年一月一日
J A福山市訪問看護ステーションたんぽぽ	府中市鵜飼町四六六番地の一	令和三年一月一日
あけぼの薬局 廿日市店	廿日市市上平良三五八番地一	令和四年一月一日
江田島訪問看護ステーションえん	江田島市大柿町小古江一五七六番地七	令和四年一月一日
まきこ眼科クリニック	安芸郡熊野町出来庭三丁目三番三三号	令和四年二月一日
えたじま幸田医院	江田島市大柿町柿浦二〇七六番地八	令和四年一月一日
康仁薬局 熊野店	安芸郡熊野町出来庭三丁目三番二四号	令和四年二月一日
三原駅かなもと眼科	三原市城町一丁目一番八号	令和四年三月一日
戸田眼科東広島クリニック	東広島市寺家駅前一三番三五号一階	令和四年四月一日
康仁薬局 宮内串戸店	廿日市市串戸四丁目一四番一四号	令和四年三月一日
中央薬局 切串店	江田島市江田島町切串二丁目一七番一四号	令和四年四月一日
ちいきのりハビリクリニック	三原市本郷南一丁目一九番一号	令和四年五月一日

訪問看護ステーションA i o i	三原市皆実一丁目一三番一七号	令和四年四月一日
有限会社中本薬局プラザ店	三次市十日市中一丁目二番二号	令和四年四月一日
ますもと乳腺クリニック	東広島市西条本町一ニ番二号 木阪クリニックビル三階	令和四年五月一日
キララ薬局地御前店	廿日市市地御前一丁目三番二八号 ココファン廿日市一階	令和四年四月一八日
ウォンツJ A東広島総合病院 前薬局	廿日市市地御前一丁目一〇番三四 号	令和四年五月一日
診療所さわさき	安芸高田市吉田町吉田六九五番地 一	令和四年四月一日
かいたいちウイメンズクリニ ック	安芸郡海田町窪町一番二三号 J R海田市駅NKビル二階	令和四年四月一日
きらきらこどもクリニック	安芸郡海田町窪町一番二三号 J R海田市駅NKビル二階	令和四年四月一日